

福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程の一部改正 新旧対照表

改正後			現 行		
<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月 8日制定 (略) 令和2年3月27日一部改正 <u>令和3年2月●●日一部改正</u></p> <p>(目的) 第1条～第2条 (略) (事務処理体制) 第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p>			<p>福島県水田農業産地づくり対策等推進会議事務処理規程 平成16年4月 8日制定 (略) 令和2年3月27日一部改正 —</p> <p>(目的) 第1条～第2条 (略) (事務処理体制) 第3条 推進会議の事務処理は、次の表の左欄に掲げる事務局が、同表の中欄に掲げる事務を分担して行うものとし、同表の右欄に掲げる者を責任者とする。</p>		
福島県	<p>経営所得安定対策等に 係る事務 経営所得安定対策等の 周知および推進に係る 事務 <u>新市場開拓に向けた水 田リノベーション事業 の実施に係る事務</u> その他規約第4条第1 項第2号に係る事務</p>	(略)	福島県	<p>経営所得安定対策等に 係る事務 経営所得安定対策等の 周知および推進に係る 事務 _____ _____ _____ その他規約第4条第1 項第2号に係る事務</p>	(略)
福島県農業協同組合中央会	<p>水田農業改革支援事業 (経営所得安定対策等 推進事業費) 補助金等 に係る事務</p>	(略)	福島県農業協同組合中央会	<p>水田農業改革支援事業 (経営所得安定対策等 推進事業費) 補助金等 に係る事務</p>	(略)

改正後		現 行	
	<p>経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務</p> <p><u>新市場開拓に向けた水田リノベーション事業の実施に係る事務</u></p> <p>その他規約第4条第1項第2号に係る事務</p>		<p>経営所得安定対策等の周知および推進に係る事務</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>その他規約第4条第1項第2号に係る事務</p>
<p>2 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則 (平成16年4月8日議決)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (令和2年3月27日議決)</p> <p>この規程は、令和2年3月27日から施行する。</p> <p><u>附 則 (令和3年2月●●日議決)</u></p> <p><u>この規程は、令和3年2月●●日から施行する。</u></p>		<p>2 (略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>附 則 (平成16年4月8日議決)</p> <p>(略)</p> <p>附 則 (令和2年3月27日議決)</p> <p>この規程は、令和2年3月27日から施行する。</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	